

海外証券先物取引に関する投資確認書

私は貴社から受領した「海外証券先物取引の契約締結前交付書面」等の内容を理解・確認し、私の判断と責任において「海外証券先物取引」を行います。

記

1. 契約締結前交付書面等による確認

海外証券先物の取引について、取引開始前に必ず、貴社から交付された契約締結前交付書面等を読んで、以下の事項についての確認を行います。

2. 取引概要

契約締結前交付書面等の内容を確認し、海外証券先物の取引概要について理解しました。

3. 価格変動リスク

海外証券先物取引の価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあることや、小額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性があることについて理解しました。

4. 証拠金の追加差入又は追加預託

海外証券先物取引の相場の変動や代用有価証券の値下がりにより不足額が発生したときは、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となり、所定の時限までに証拠金を差入れ又は預託しない場合に、任意で建玉の一部又は全部を決済されることがあることを理解しました。

5. 外国金融商品市場の特異性

外国金融商品市場で行われる取引であることから、取引時間、注文方法等の取引制度や市場への発注形態等は大きく異なることを確認しました。

6. 取引市場のリスク

外国金融商品市場は、取引に異常が生じた場合またはその恐れがある場合、外国金融商品市場清算機関の決済リスク管理の観点から、必要と認められる場合には、証拠金額の引き上げ等の規制措置をとることがあり、そのため、証拠金の追加差入れが必要となる場合があることを理解しました。

7. 自己責任原則

海外証券先物の取引について、自らの判断と責任において行うことを確認します。

8. 海外証券先物の制度変更

海外証券先物の取引について、制度変更等が生じた場合は契約締結前交付書面等の交付を受け確認するものとします。また当該確認書は新たに差し入れず、本書をもって当該海外証券先物についてリスク確認するものとします。

以上